

令和2年
岩手県教育委員会定例会
3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和2年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和2年3月16日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 事務報告1 令和2年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について (学校教育課)
- 第3 事務報告2 「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告等について (生涯学習文化財課)
- 第4 事務報告3 令和元年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・令和元年度全国中学校体育大会冬季大会・第75回国民体育大会冬季大会の結果について (保健体育課)
- 第5 議案第41号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教職員課)
- 第6 議案第42号 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)
- 第7 議案第43号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教職員課)
- 第8 議案第44号 教科用図書採択地区の変更に関し議決を求めることについて (学校教育課)
- 第9 議案第45号 文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第10 議案第46号 令和2年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育課)
- 第11 議案第47号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第12 議案第48号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第13 議案第49号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

令和2年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数について

1 学級設置の基本的考え方

障がいのある児童生徒に一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、望ましい成長発達を促すとともに、社会参加と自立を図るため、教育諸条件を整える。

2 学級数の取扱い

県立特別支援学校高等部の在籍数及び入学希望見込みの増減等を勘案し、毎年度調整するものとする。

3 学級数の増減

【学級数を増やす学校】

学校名	対象障がい	部・科・学級	令和2年度学級数	学級数の増減	備考
前沢明峰支援学校	知的障がい・肢体不自由	高等部・普通科 通常学級	3学級 (定員24名)	1学級増 (定員8名)	16名の定員を超える21名の入学予定者

【学級数を減ずる学校】

学校名	対象障がい	部・科・学級	令和2年度学級数	学級数の増減	備考
盛岡視覚支援学校	視覚障がい	高等部・普通科 通常学級		1学級減 (定員8名)	入学予定者無
		高等部・保健医療科 通常学級		1学級減 (定員8名)	入学予定者無
盛岡聴覚支援学校	聴覚障がい	高等部・普通科 重複学級		1学級減 (定員30名)	入学予定者無
		専攻科・産業技術科 通常学級		1学級減 (定員8名)	入学予定者無
花巻清風支援学校	知的障がい	高等部・普通科 通常学級	2学級 (定員16名)	1学級減 (定員8名)	24名の定員を下回る16名の入学予定者
宮古恵風支援学校	知的障がい	高等部・普通科 通常学級	1学級 (定員8名)	1学級減 (定員8名)	16名の定員を下回る5名の入学予定者
一関清明支援学校	知的障がい	高等部・普通科 通常学級	2学級 (定員16名)	1学級減 (定員8名)	24名の定員を下回る11名の入学予定者

<参考>

平成29年度以降の県立特別支援学校高等部募集定員・学級（訪問教育を除く）

	令和2年度		平成31年度		平成30年度		平成29年度	
	学級数 (変更後)	募集定員 (変更後)	学級数 (変更後)	募集定員 (変更後)	学級数	募集定員	学級数	募集定員
通常学級	34 (29)	272名 (232名)	35 (32)	280名 (256名)	33	264名	35	280名
重複障害学級	36 (35)	108名 (105名)	38 (37)	114名 (111名)	41	123名	38	114名
合計	70 (64)	380名 (337名)	73 (69)	394名 (367名)	74	387名	73	394名

※ 通常学級は、1学級8名定員を基準とする。

※ 重複障害学級は、1学級3名定員を基準とする。また、重複障害学級は1～3年を通じた学級である。

事務報告 1

令和2年度岩手県立特別支援学校高等部・専攻科学級数及び合格者数一覧

対応障がい	学校名	部	学科	学級数・人数	志願者数	合格者数	備考	
視覚障がい	盛岡視覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級 重複 1学級	8 3	0 3	0 3	1学級減
			保健医療科	通常 1学級	8	0	0	1学級減
		専攻科	保健医療科	通常 1学級	8	2	2	
			理療科	通常 1学級	8	2	2	
聴覚障がい	盛岡聴覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級 重複 1学級	8 3	1 0	1 0	1学級減
			産業技術科	通常 1学級	8	1	1	
		専攻科	産業技術科	通常 1学級	8	0	0	1学級減
知的障がい	盛岡峰南高等支援学校	高等部	生活科学科	通常 4学級	32	52	35	
			農産技術科					
			加工生産科					
			流通・サービス科					
	盛岡みたけ支援学校	高等部	普通科	通常 2学級 重複 4学級 ※	16 12	15 0	15 0	
			二戸分教室	普通科	通常 1学級 重複 1学級 ※	8 3	3 1	3 1
盛岡ひがし支援学校	高等部	普通科		通常 2学級 重複 1学級 ※	16 3	11 2	11 2	
知的障がい・ 肢体不自由	花巻清風支援学校	高等部	普通科	通常 3学級 重複 5学級 ※	24 15	16 4	16 4	1学級減
	前沢明峰支援学校	高等部	普通科	通常 2学級 重複 4学級 ※	16 12	22 4	21 4	1学級増
	気仙光陵支援学校	高等部	普通科	通常 1学級 重複 2学級 ※	8 6	8 0	8 0	
	宮古恵風支援学校	高等部	普通科	通常 2学級 重複 4学級 ※	16 12	5 4	5 4	1学級減
	久慈拓陽支援学校	高等部	普通科	通常 2学級 重複 2学級 ※	16 6	11 1	11 1	
	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	通常 1学級 重複 2学級	8 6	1 5	1 5	
病弱	盛岡青松支援学校	高等部	普通科	通常 1学級 重複 2学級	8 6	3 8	2 8	
自が病 由い弱 ・ 肢体的 不障	一関清明支援学校	高等部	普通科(知的)	通常 3学級	24	14	14	1学級減
			普通科(病・肢)	通常 1学級	8	2	2	
			普通科	重複 4学級 ※	12	3	3	
			あすなろ	普通科	重複 1学級	3	2	2
自が病 由い弱 ・ 肢体的 不障	釜石祥雲支援学校	高等部	普通科(知的)	通常 1学級	8	9	9	
			普通科(病・肢)	通常 1学級	8	1	1	
			普通科	重複 1学級 ※	3	0	0	
			しゃくはり	普通科	重複 1学級	3	2	2
△訪問教育 ▽	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	※	若干名	1	1	
	盛岡みたけ支援学校		普通科	※	若干名			
	花巻清風支援学校		普通科	※	若干名			
	前沢明峰支援学校		普通科	※	若干名			
	一関清明支援学校		普通科	※	若干名			
	気仙光陵支援学校		普通科	※	若干名			
	釜石祥雲支援学校		普通科	※	若干名			
	宮古恵風支援学校		普通科	※	若干名			
久慈拓陽支援学校	普通科	※	若干名					

※は1～3学年を通じた人数として示している。

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告等について

【要旨】

標記事案に係る他道県の重要文化財の調査結果等について、別添のとおり御報告します。

なお、概要については、以下のとおりです。

1 他道県の重要文化財資料における無断切り取り行為の有無について

【詳細は別添資料のとおり】

他道県の重要文化財調査結果	調査対象点数	サンプル採取痕跡（切り取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
1 北海道枝幸町「目梨泊遺跡」 (H12年指定)	1	0	1	0
○ 科学分析は所有者の承諾を得て行われ、無断切り取り行為ではないと判断した。				
2 北海道上ノ国町「勝山館跡」 (H20年指定)	9	7	2	0
○ 科学分析はすべて所有者の承諾を得て行われ、無断切り取り行為ではないと判断した。				
3 八戸市「丹後平古墳群」 (H30年指定)	79	調査中		
○ 現在、X線写真撮影を完了し、調査を進めているところ。 ※ 調査対象点数：当初公表時 43点 ⇒ 79点（調査対象点数の再確認の結果）				
4 福井県「一乗谷朝倉氏遺跡」 (H19年指定)	調査中	令和2年度X線写真撮影予定		
○ 調査対象及びX線写真撮影範囲等について所有者と協議を進めており、令和2年度の撮影となる。				

※ 調査時における八戸市丹後平古墳群重要文化財のき損について

令和2年1月18日、岩手県立博物館でX線写真撮影を行うため、八戸市博物館において、専門業者により運搬専用車積み込みのための梱包作業中、資料1点「方頭大刀」が折損した。直ちに文化庁に報告のうえ、その指導の下、現在修理を進めている。

これ以後、重要文化財の岩手県立博物館への運搬は中止とし、移動X線撮影車により、2月25～26日に現地において撮影を実施し、完了した。

2 今後の調査の進め方

- (1) 八戸市丹後平古墳群及び福井県一乗谷朝倉氏遺跡の重要文化財の調査を最優先に進め、その後、一般文化財の調査に着手する。
- (2) 一般文化財の調査に当たっては、所有者に対する個別の状況説明を丁寧に行いながら、具体の調査方法等の協議を進めていく。

3 (公財) 岩手県文化振興事業団による当該専門職員への措置について

内 容	令和2年3月16日をもって解雇とする(2月14日に解雇予告)
理 由	<p>事業団の就業規程に規定する「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当</p> <p>○ 職務に直接関連する法令違反(文化財保護法等)の経歴を過去に有することが発覚し、その影響が現在も事業団の信用失墜の最大の要因となっている。</p> <p>○ 平成26年当時の調査時と同様に、今回の調査でも虚偽の説明をして事実を隠蔽する姿勢が見られるなど、事業団職員としての職務能力、適格性が欠如している。</p>

4 当面の再発防止策の取組

(1) 公共財の意識を高めるためのモラル研修や管理監督者向け組織マネジメント等研修の実施

- 2月27日、「モラル向上・組織マネジメント」研修会を実施
 - ・文化庁主任文化財調査官による講話「文化財保護と組織マネジメント」
 - ・出席者64名(県教委関係者18、関係機関団体関係者17、市町村関係者29)
 - ・アンケート評価では、研修の満足度は高く、さらなる研修機会の要望が多数
 - ・来年度以降も、同様の研修会を随時実施予定

(2) 関係組織間の情報共有の迅速化等を進めるための月例報告書への項目追加

- 対象を教育委員会所管の県立社会教育施設(6施設)に広げ、月例報告書に組織運営上の課題などの組織マネジメントに関する項目を追加し、新たな情報共有の手だてを講じたもの

他道県の重要文化財の調査結果

1 北海道枝幸町目梨泊遺跡（調査対象1点）の調査結果

◆調査結果一覧表参照

【平成12年指定】

		切取り痕跡		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		0点	1点	0点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	0	1	
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- 平成元年(1989年)に、所有者の依頼により科学分析と保存処理が行われ、発掘調査報告書に科学分析の結果が掲載されている。
- 重要文化財指定(平成20年(2008年)7月)後の平成22年(2010年)に、再保存処理が行われた。その際、平成元年の科学分析時に採取されていたサンプルを使用して、再び科学分析が行われ、その結果は掲示用パネルにして所有者に寄贈された。
- 科学分析のために採取されたサンプルは残されているが、切取り痕跡は特定できなかった。
- 科学分析は、所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない。

2 北海道ノ国町勝山館跡（調査対象9点）の調査結果

【平成20年指定】

		切取り痕跡		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		7点	2点	0点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	7	2	
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- No.1の鉄塊は、平成3年(1991年)度に科学分析と保存処理が、平成19年(2007年)度に保存処理が行われた。その他の資料は、平成11年(1999年)度に科学分析が行われており、すべての科学分析は重要文化財指定(平成20年(2008年)7月)以前に行われたものである。
- No.4、5の資料については、平成11年(1999年)度に科学分析が行われ、採取されたサンプルが残されているが、切取り痕跡は特定できなかった。
- すべての資料(全9点)についての科学分析結果が発掘調査報告書に掲載されていることから、科学分析は、所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない。

[目梨泊遺跡] (平成12年6月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
1	鑿り 巖手刀	目梨泊	平成元年 平成22年	○	○	特定できず	有		平成22年の科学分析は平成元年に採取したサンプルを使用して実施

[勝山館跡] (平成20年7月重要文化財指定) 調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	取扱年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り 判定	備 考
				溶液	樹脂				
1	てっかい 鉄塊	勝山館	平成3年度 平成19年度		○	○	有		
2	鉄未製品	勝山館	平成11年度		○	○	有		報告書では資料名が漁具と記載されている
3	てっかい 鉄塊	勝山館	平成11年度	○	○	○	有		
4	てっかい 鉄塊	勝山館	平成11年度		○	特定できず	有		報告書では資料名が鉄滓と記載されている
5	はぐち 羽口	勝山館	平成11年度		○	特定できず	有		
6	銅地金	勝山館	平成11年度		○	○	有		
7	あつぽ 垢垢	勝山館	平成11年度		○	○	有		
8	こぎね 小札	勝山館	平成11年度		○	○	有		
9	てつぞく 鉄鍬	勝山館	平成11年度		○	○	有		

令和元年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・令和元年度全国中学校体育大会冬季大会・
第75回国民体育大会冬季大会の結果について

1 令和元年度全国高等学校総合体育大会冬季大会

(1) スケート・アイスホッケー

- ① 会 期 令和2年1月23日(木)～26日(日)
- ② 会 場 北海道帯広市
- ③ 参加数 (競技数)全3競技 (参加者数)選手42名 ※昨年度36名
*アイスホッケー22名、スピードスケート17名、フィギュア3名
- ④ 成 績 1競技 2種目入賞(8位以内) ※昨年度 1競技5種目入賞

【4位】

	競技名	種目名	個人・団体名
1	スピード	女子500m	吉田 雪乃(盛岡工業2年)

【7位】

	競技名	種目名	個人・団体名
2	スピード	女子1000m	吉田 雪乃(盛岡工業2年)

(2) スキー

- ① 会 期 令和2年2月3日(月)～2月7日(金)
- ② 会 場 新潟県妙高市
- ③ 参加数 (競技数)1競技 (参加者数)選手24名 ※昨年度26名
- ④ 成 績 1競技 8種目入賞(10位以内) ※昨年度 1競技6種目入賞

【2位】

	競技名	種目名	個人・団体名
1	クロスカントリー	男子10kmクラシカル	大堰 徳(盛岡南2年)

【4位】

	競技名	種目名	個人・団体名
2	ジャンプ	男子ジャンプ	小林 龍尚(盛岡中央3年)
3	クロスカントリー	女子5kmフリー	上川原 遥(盛岡南3年)

【6位】

	競技名	種目名	個人・団体名
4	学校対抗	女子学校対抗	盛岡南

【7位】

	競技名	種目名	個人・団体名
5	クロスカントリー	女子5kmクラシカル	上川原 遥(盛岡南3年)
6	クロスカントリー	女子リレー	盛岡南 桐山 はる菜(1年) 上川原 遥(3年) 小田 綺花(3年)

【10位】

	競技名	種目名	個人・団体名
7	クロスカントリー	男子10kmフリー	大堰 徳(盛岡南2年)
8	アルペン	男子回転	新田 雅人(平舘2年)

2 令和元年度全国中学校体育大会冬季大会

(1) スケート・アイスホッケー

① 会期・会場 アイスホッケー 令和2年1月16日(水)～1月19日(日)

北海道苫小牧市

スケート 令和2年2月1日(土)～2月4日(火)

長野県長野市

② 参加数 (競技数) 全3競技 (参加者数) 選手26名 ※昨年度29名

*アイスホッケー20名、スピードスケート5名、フィギュア1名

③ 成績 入賞者なし ※昨年度 入賞なし

※ 9位 夏目 笑 (盛岡市立城西中3年) スピードスケート男子500m県中学新記録

(2) スキー

① 会期 令和2年2月5日(月)～2月8日(土)

② 会場 長野県野沢温泉村

③ 参加数 (競技数) 1競技 (参加者数) 選手34名 ※昨年度33名

④ 成績 2種目入賞 ※昨年度 3種目入賞

【5位】

	競技名	種目名	個人・団体名
1	アルペン	男子回転	葛 卷 福 春 (北上市立上野中学校2年)

【10位】

	競技名	種目名	個人・団体名
2	アルペン	女子回転	吉 田 心 夢 (盛岡市立河南中学校2年)

3 第75回国民体育大会冬季大会

(1) 大会の概要

	スケート競技会・アイスホッケー競技会	スキー競技会
① 期 日	1月29日(水)～2月2日(日)	2月16日(日)～19日(水)
② 会 場	青森県八戸市・三沢市	富山県富山市・南砺市
③ 本県選手団	60人(選手監督50人・本部役員10人)	69人(選手監督58人・本部役員11人)

(2) 競技別成績

	スケート競技会・アイスホッケー競技会	スキー競技会
① 天皇杯	15位 61点 (昨年19位 53点)	5位 62点 (昨年5位 62点)
② 皇后杯	12位 42点 (昨年14位 34点)	10位 16点 (昨年7位 20点)

(3) 総合成績 (冬季大会終了時 スケート・アイスホッケー・スキーの合計)

総合成績 / 年度	順位	得点
天皇杯(男女総合成績)	11位 (昨年13位)	123点 (昨年115.0点)
皇后杯(女子総合成績)	11位 (昨年13位)	58点 (昨年54.0点)

(4) 競技別得点推移 (5ヶ年 *参加点含まず)

	75回(2年)	74回(31年)	73回(30年)	72回(29年)	71回(28年)
スケート	41	33	67	92	105
アイスホッケー	0	0	0	0	0
スキー	52	52	42	53	43
計	93	85	109	145	148

(5) 入賞者一覧

① スケート競技・アイスホッケー競技 入賞数 11 (昨年9)

順位	種目	種別	入賞者
1 優勝	スピード 500m	成年女子	熊谷 萌 (山梨学院大1年)
同種目の優勝は県勢2年ぶり			
2 優勝	スピード 2000mリレー	成年女子	熊谷 萌 (山梨学院大1年) 三嶋 萌 (大東文化大4年) 星野帆乃華 (日本体育大2年) 松沢優花里 (サンエスコンサルタント)
初優勝			
3 第4位	ショートトラック 500m	成年男子	村竹 啓恒 (岩手県体育協会)
4 第4位	スピード 2000mリレー	少年女子	沢野 心想事成 (盛岡農業高校2年) 大坪 紗紀 (盛岡工業高校3年) 竹田ひろの (盛岡農業高校3年) 吉田 雪乃 (盛岡工業高校2年)
5 第5位	スピード 500m	少年女子	吉田 雪乃 (盛岡工業高校2年)
6 第6位	スピード 500m	成年女子	松沢優花里 (サンエスコンサルタント)
7 第6位	スピード 3000m	少年女子	沢野 心想事成 (盛岡農業高校2年)
8 第6位	スピード 2000mリレー	少年男子	内沢 勇翔 (盛岡工業高校3年) 金子 直樹 (盛岡工業高校1年) 高橋佑太郎 (盛岡農業高校3年) 夏目 楓馬 (盛岡市立高校2年)

9	第8位	スピード 1000m	成年女子	松沢優花里 (サンエスコンサルタント)
10	第8位	スピード 2000mリレー	成年男子	佐藤 寛人 (明治大学2年) 横沢直太郎 (黒沢尻工高専攻科2年) 小野寺峻一 (岩手大学大学院1年) 山口 知己 (明治大学2年)
11	第8位	フィギュア	成年女子	廣谷 帆香 (岩手大学1年)

②スキー競技 入賞数 12 (昨年 9)

	順位	種目	種別	入賞者
1	優勝	ジャイアントスラローム	成年男子B	宮本 慎矢 (株式会社三田商店)
初優勝 同種目の優勝は県勢 12年ぶり				
2	第2位	ノルディックコンバインド	成年男子A	三ヶ田泰良 (明治大学4年)
3	第3位	スペシャルジャンプ (ノーマルヒル)	成年男子B	永井 健弘 (盛岡市役所)
4	第4位	スペシャルジャンプ (ノーマルヒル)	少年男子	小林 龍尚 (盛岡中央高校3年)
5	第4位	ノルディックコンバインド	成年男子B	永井 健弘 (盛岡市役所)
6	第5位	ノルディックコンバインド	成年男子B	永井 陽一 (松尾中学校教員)
7	第6位	ノルディックコンバインド	成年男子A	芝草 陽祐 (盛岡工業高校職員)
8	第6位	クロスカントリー (5kmクラシカル)	成年女子A	田中ゆかり (West Wakka Athlete Club)
9	第6位	クロスカントリーリレー	少年男子	久保 飛雅 (盛岡南高校2年) 大堰 徳 (盛岡南高校2年) 新里 岳士 (盛岡南高校1年) 吉田 悠二 (盛岡南高校2年)
10	第6位	クロスカントリーリレー	女子	小田 綺花 (盛岡南高校3年) 上川原 遥 (盛岡南高校3年) 田中ゆかり (West Wakka Athlete Club) 桐山はる菜 (盛岡南高校1年)
11	第7位	クロスカントリー (10kmクラシカル)	少年男子	大堰 徳 (盛岡南高校2年)
12	第7位	ノルディックコンバインド	成年男子A	村上 純人 (法政大学4年)

(6) 冬季大会終了時点の天皇杯順位上位都道府県

1位：北海道 (444.5点) 2位：長野 (366点) 3位：青森 (188点) 4位：山形 (177点)
5位：東京 (155点) 6位：群馬 (151点) 7位：新潟 (149.5点) 8位：埼玉 (141点)
9位：秋田 (134点) 10位：兵庫 (129点) 11位：岩手・神奈川 (123点)

※ 参考 (今後の第75回国民体育大会開催予定)

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」

【会期前】令和2年9月12日(土)～20日(日)

【本会期】令和2年10月3日(土)～13日(火)

議案第41号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1) [略] (2) 教育、学術及び文化の振興に関する <u>総合的な施策の大綱に関すること。</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略] (28) [略] (29) [略] (30) [略] (31) [略]	教育企画室	企画担当の分掌事務 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略] (28) [略] (29) [略] (30) [略]

- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]

予算財務担当の分掌事務
(1)～(5) [略]
[略]

[略]

(分掌事務)

第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員及び非常勤事務職員の任免、給与その他の人事事務に関すること。
 - (2)～(11) [略]
- (職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
	教育次長	教育長を補佐し、 上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理する。
本 庁	[略]	[略]
	教育企画室	教育企画推進監
		予算財務課長

- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]

学校教育情報化担当の分掌事務

- (1) 学校教育の情報化の推進に関すること。
- (2) 県立学校の情報通信機器の整備に関すること。

予算財務担当の分掌事務
(1)～(5) [略]
[略]

[略]

(分掌事務)

第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員及び会計年度任用職員の任免、給与その他の人事事務に関すること。
 - (2)～(11) [略]
- (職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
	教育局长	教育長を補佐し、 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。
	教育次長	上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理するとともに、教育局长に事故があるとき、又は教育局长が欠けたときは、その職務を代理する。
本 庁	[略]	[略]
	教育企画室	教育企画推進監
		学校教育情報化担当課長
		予算財務課長

		[略]
	[略]	
学校教育課	<u>学力向上担当課長</u>	[略]
	[略]	
[略]		
[略]		

2・3 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
総合教育センター	主幹	[略]
	[略]	
[略]		

3 [略]

		[略]
	[略]	
学校教育課	<u>学力向上課長</u>	[略]
	[略]	
[略]		
[略]		

2・3 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
総合教育センター	特命参事	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合教育センターの事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</u>
	主幹	[略]
[略]		

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

教育委員会の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会の組織を改めようとするものである。

第2 規則案の内容

- 1 「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に関する事務を政策地域部に移管することから、分掌事務の規定を削ること。(第16条関係)
- 2 教育企画室に「学校教育情報化担当」を設置することに伴い、分掌事務を規定すること。(第16条関係)
- 3 会計年度任用職員への移行により、所要の改正を行うこと。(第25条関係)。
- 4 事務局に「教育局長」を新設するとともに、所要の整備を行うこと。(第28条関係)。
- 5 教育企画室に「学校教育情報化担当課長」を新設するとともに、学校教育課の「学力向上担当課長」を廃止し、「学力向上課長」に改めること。(第28条関係)。
- 6 総合教育センターに「特命参事」を新設すること。(第45条第2項関係)。
- 7 施行期日
この規則は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任事項等)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地教行法第29条の規定に基づく意見の申出に関すること。</p> <p>(7)～(24) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) <u>教育委員会規則の改廃のうち軽易なもの及び教育委員会訓令の制定又は改廃（事務の決裁について必要な事項を定める教育委員会訓令の制定又は改廃（軽易な改廃を除く。）を除く。）並びに教育委員会告示に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>職員及び学校職員の分限処分（第2号に掲げる事項を除く。）及び懲戒処分（前号に掲げる事項を除く。）並びに教育次長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長（これらの職に相当する職を含む。）を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地教行法第29条の規定に基づく意見の申出に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(委任事項等)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>地教行法第27条及び第29条の規定に基づく意見の申出に関すること。</u></p> <p>(7)～(24) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>職員及び学校職員の分限処分（第1号に掲げる事項を除く。）及び懲戒処分（前号に掲げる事項を除く。）並びに教育局長、教育次長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長（これらの職に相当する職を含む。）を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地教行法第27条及び第29条の規定に基づく意見の申出に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

「教育局長」の新設等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

「教育局長」の新設等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

1 平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正時における改正漏れを整備すること。(第2条、第3条関係)

2 教育長の専決事項について、教育委員会規則等に関するものを削ること。
(第3条関係)

なお、教育委員会規則等に関するものについては、教育局長の専決事項として、岩手県教育委員会代決専決規程(昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号)第5条の2に新たに規定するもの。

3 「教育局長」の新設に伴い、所要の整備をすること。(第3条関係)

4 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第43号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>当該事務を担当する教育次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>他の教育次長</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育次長</td> <td style="text-align: center;"><u>他の教育次長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(専決の制限)</p> <p>第5条 [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	<u>当該事務を担当する教育次長</u>	<u>他の教育次長</u>	[略]	教育次長	<u>他の教育次長</u>			[略]				<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>教育局長</u></td> <td style="text-align: center;">教育次長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>教育局長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>教育次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管の室長又は総括課長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育次長</td> <td style="text-align: center;"><u>主管の室長又は総括課長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(専決の制限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>(教育局長の専決事項)</u></p> <p>第5条の2 教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>—</p> <p>(1) <u>教育委員会規則の改廃のうち軽易なもの及び教育委員会訓令の制定又は改廃（事務の決裁について必要な事項を定める教育委員会訓令の制定又は改廃（軽易な改廃を除く。）を除く。）並びに教育委員会告示に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育次長、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育次長、室長及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育次長、室長及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長の服務（休暇を除く。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>不利益処分に関すること。</u></p> <p>(6) <u>特に重要な申請に対する処分に関すること。</u></p> <p>(7) <u>特に重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調</u></p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	<u>教育局長</u>	教育次長	[略]	<u>教育局長</u>	<u>教育次長</u>	<u>主管の室長又は総括課長</u>		教育次長	<u>主管の室長又は総括課長</u>			[略]			
決裁権者		代決権者																																									
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																								
教育長	<u>当該事務を担当する教育次長</u>	<u>他の教育次長</u>	[略]																																								
教育次長	<u>他の教育次長</u>																																										
[略]																																											
決裁権者	代決権者																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																								
教育長	<u>教育局長</u>	教育次長	[略]																																								
<u>教育局長</u>	<u>教育次長</u>	<u>主管の室長又は総括課長</u>																																									
教育次長	<u>主管の室長又は総括課長</u>																																										
[略]																																											

(教育次長共通専決事項)

第6条 [略]

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 非常勤職員(附属機関の委員を除く。以下同じ。)の任免に関する事

(3) 非常勤職員の育児休業の承認に関する事

(4)～(7) [略]

(8) 教育企画推進監等の休暇及び所属職員の服務(休暇を除く。)に関する事

(9) 担当課長及び特命課長の服務(前3号に掲げる事項を除く。)に関する事

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

2 [略]

(教育企画室の教育企画推進監等の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

教育企画推進監専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 本庁の臨時的任用職員の任免に関する事

(12)・(13) [略]

(14) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関する事

(15)・(16) [略]

予算財務課長専決事項

(1) [略]

[略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

査、申請等に関する事。

(8) 叙勲(春秋叙勲に限る。)及び褒章(紺綬褒章を除く。)に関する事

(9) その他教育長の決裁事項のうち重要なもの以外の事項
(教育次長の専決事項)

第6条 [略]

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免に関する事(教育企画推進監の所掌に属するものを除く。)

(3) 会計年度任用職員の育児休業の承認に関する事

(4)～(7) [略]

(8) 教育企画推進監等の休暇その他の服務及び所属職員の服務(休暇を除く。)に関する事

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

2 [略]

(教育企画室の教育企画推進監等の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

教育企画推進監専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 本庁の会計年度任用職員の任免に関する事

(12)・(13) [略]

(14) 職員及び会計年度任用職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関する事

(15)・(16) [略]

学校教育情報化担当課長専決事項

(1) 学校教育の情報化に係る施策の実施に関する事

予算財務課長専決事項

(1) [略]

[略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 職員及び学校職員の病気休職に関すること。
- (3)～(7) [略]
- (8) 叙位及び叙勲（死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。）に関すること。
- (9)～(13) [略]
- (10) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関すること。
- (11)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関すること。
- (3) [略]
- (4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員、技能職員等に限る。）の配置に関すること。
- (5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員に限る。）の任免に関すること。
- (6)～(9) [略]
- (10) [略]
- (11) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。
- (12) [略]

厚生福利担当課長専決事項

- (1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。
- (3) [略]

小中学校人事課長専決事項

- (1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。

第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の病気休職に関すること。
- (3)～(7) [略]
- (8) 叙位及び叙勲（春秋叙勲を除く。）に関すること。
- (9) [略]
- (10) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に係る承認申請に関すること。
- (11)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関すること。
- (3) [略]
- (4) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員に限る。）及び県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等に限る。）の配置に関すること。
- (5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員に限る。）の任免に関すること。
- (6)～(9) [略]
- (10) 紺綬褒章に関すること。
- (11) [略]
- (12) 県立学校職員及び県立学校に勤務する会計年度任用職員の給料の調整額の発令に関すること。
- (13) [略]

厚生福利担当課長専決事項

- (1) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の厚生福利に関すること。
- (2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の衛生管理に関すること。
- (3) [略]

小中学校人事課長専決事項

- (1) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員を除く。）の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

- (1) 県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員、技能職員等を除く。）の配置に関する事。
 - (2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員を除く。）の任免に関する事。
 - (3)～(6) [略]
- （学校教育課の総括課長等の専決事項）

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学力向上担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]
- [略]
- （教育事務所長の専決事項）

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 所長及び所属職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関する事。
- (10)～(12) [略]
- (13) 教育事務所に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員並びに市町村立小中学校の臨時的任用教職員、育児休業等任期付教職員及び非常勤職員の任免に関する事。

(14) 教育事務所に勤務する非常勤職員、市町村立小中学校職員及び市町村立小中学校の非常勤職員の育児休業並びに市町村立小中学校職員の育児短時間勤務の承認に関する事。

- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) 市町村立小中学校職員の給料の調整額の発令に関する

く。)の配置に関する事。

県立学校人事課長専決事項

- (1) 県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等を除く。）の配置に関する事。
 - (2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員を除く。）の任免に関する事。
 - (3)～(6) [略]
- （学校教育課の総括課長等の専決事項）

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学力向上課長専決事項

- (1)～(3) [略]
- [略]
- （教育事務所長の専決事項）

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 所長及び所属職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関する事。
- (10)～(12) [略]
- (13) 教育事務所に勤務する会計年度任用職員並びに市町村立小中学校の臨時的任用教職員、育児休業等任期付教職員及び会計年度任用職員（市町村費負担の職員を除く。）の任免に関する事（市町村立小中学校及び県立学校の会計年度任用職員を兼任する者の県立学校の会計年度任用職員としての任免に係る発令に関する事務を含む。）。

(14) 教育事務所に勤務する会計年度任用職員、市町村立小中学校職員及び市町村立小中学校の会計年度任用職員（市町村費負担の職員を除く。）の育児休業並びに市町村立小中学校職員の育児短時間勤務の承認に関する事。

(15) 第13号に掲げる会計年度任用職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関する事。

- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) 市町村立小中学校職員及び市町村立小中学校に勤務す

<p>こと。</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 所長等及び所属職員の通勤の実情の<u>確認及び通勤手当の月額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>非常勤職員</u>の育児休業の承認に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) [略]</p> <p>2 博物館長及び美術館長は、次に掲げる事項のほか、前項各号に掲げる事項のうち、<u>第2号、第3号、第6号、第12号から第14号まで及び第16号から第18号まで</u>に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p><u>る会計年度任用職員</u>の給料の調整額の発令に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 所長等及び所属職員の通勤の実情の<u>確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>会計年度任用職員</u>の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>会計年度任用職員</u>の育児休業の承認に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) [略]</p> <p>2 博物館長及び美術館長は、次に掲げる事項のほか、前項各号に掲げる事項のうち、<u>第1号から第3号まで、第6号及び第12号から第18号まで</u>に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

教育委員会の組織改編及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会の組織改編及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 訓令案の内容

- 1 「教育局長」の新設に伴い、所要の改正を行うこと。(第3条、第5条の2関係)
- 2 教育次長が2人体制から1人体制に改編されることに伴い、所要の改正を行うこと。(第3条、第6条関係)
- 3 会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行うこと。(第7条、第8条、第9条、第13条、第14条関係)
- 4 教育企画推進監等のその他の服務について、知事部局と同様に室長等の専決事項とすること。(第7条関係)
- 5 「学校教育情報化担当課長」の新設に伴い、学校教育情報化担当課長の専決事項を規定すること。(第8条関係)
- 6 教職員課総括課長の専決事項について、叙位叙勲に係る文言の整理を行うこと。(第9条関係)
- 7 県立学校に勤務する学校栄養職員(会計年度任用職員及び臨時的任用教職員)に係る権限を人事給与担当課長から県立学校人事課長に移管すること。(第9条関係)
- 8 紺綬褒章に係る権限を知事部局と同様に人事給与担当課長の専決事項とすること。(第9条関係)
- 9 「学力向上担当課長」を廃止し、「学力向上課長」に改めることに伴い、所要の改正を行うこと。(第11条関係)
- 10 博物館長及び美術館長の任用形態が非常勤職員から常勤職員となることに伴い、専決事項の見直しを行うこと。(第14条関係)
- 11 施行期日
この訓令は、令和2年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第44号

教科用図書採択地区の変更に関し議決を求めることについて

次のとおり教科用図書採択地区を変更することについて、議決を求める。

従前の教科用図書採択地区		新たな教科用図書採択地区	
採択地区の名称	地 域	採択地区の名称	地 域
[略]		[略]	
<u>花巻・北上</u>	花巻市 北上市 和賀郡西和賀町	<u>中部</u>	花巻市 北上市 <u>遠野市</u> 和賀郡西和賀町
[略]		[略]	
<u>大船渡</u>	大船渡市 陸前高田市 気仙郡住田町	<u>沿岸南部</u>	大船渡市 陸前高田市 <u>釜石市</u> 気仙郡住田町 <u>上閉伊郡大槌町</u>
<u>釜石・遠野</u>	<u>釜石市</u> <u>遠野市</u> <u>上閉伊郡大槌町</u>	[略]	
[略]		[略]	
備考 変更部分は、下線の部分である。			

令和2年3月16日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

教科用図書採択地区の設定の一部を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

【資料1】教科用図書採択地区の設定についての関係法令

(参考) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第12条 (採択地区)

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(参考) 教育長に対する事務の委任等に関する規則

第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

(11) 教科用図書採択地区を設定し、及び変更すること。

【資料2】教科用図書採択地区の新旧対照表

改正前		改正後	
採択地区の名称	地 域	採択地区の名称	地 域
盛岡南	盛岡市 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町	盛岡南	盛岡市 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町
盛岡北	八幡平市 滝沢市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町	盛岡北	八幡平市 滝沢市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町
<u>花巻・北上</u>	花巻市 北上市 和賀郡西和賀町	中部	花巻市 北上市 <u>遠野市</u> 和賀郡西和賀町
奥州	奥州市 胆沢郡金ヶ崎町	奥州	奥州市 胆沢郡金ヶ崎町
一関	一関市 西磐井郡平泉町	一関	一関市 西磐井郡平泉町
<u>大船渡</u>	大船渡市 陸前高田市 気仙郡住田町	<u>沿岸南部</u>	大船渡市 陸前高田市 <u>釜石市</u> 気仙郡住田町 <u>上閉伊郡大槌町</u>
<u>釜石・遠野</u>	<u>釜石市</u> <u>遠野市</u> <u>上閉伊郡大槌町</u>		
宮古	宮古市 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村	宮古	宮古市 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村
久慈・二戸	久慈市 二戸市 九戸郡軽米町 九戸郡洋野町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 二戸郡一戸町 下閉伊郡普代村	久慈・二戸	久慈市 二戸市 九戸郡軽米町 九戸郡洋野町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 二戸郡一戸町 下閉伊郡普代村

備考 改正部分は、下線部分である。

議案第 45 号

文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定及び保持団体の認定をすることについて、議決を求める。

1 岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員 数	所 有 者
有第 268 号	もくぞうこくうぞうぼきつぎぞう 木造虚空蔵菩薩坐像	1 軀	宮古市長根 1 丁目 2 番 7 号 宗教法人長根寺
有第 269 号	ながくらいちいせきしゅつどひん 長倉 I 遺跡出土品	1 括	九戸郡軽米町大字軽米第 10 地割 85 軽米町

2 岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定

指定番号	名 称	保持団体
無民第 47 号	やきまきかぐら 八木巻神楽	花巻市大迫町外川目第 5 地割 116 八木巻神楽保存会

令和 2 年 3 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県指定有形文化財の指定をし、並びに無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（彫刻）
名 称 ・ 員 数	もくぞうこくうぞうぼさつぎぞう 木造虚空蔵菩薩坐像 1 軀
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	宮古市長根 1 - 2 - 7 宗教法人長根寺
文化財の所在場所	同上
指 定 理 由	<p>当該文化財は、宮古市長根寺の収蔵施設に安置されている、像高 31.4cm、1 面 2 目 2 臂の木造虚空蔵菩薩坐像である。</p> <p>その姿は、天冠台の上に八面宝冠を戴き、前髪は結び上げ、宝冠内で髻を結うとみられる。両腕ともに上腕を体側に密着させ、左手は肘を屈し掌を前方に出し、膝近くで上に向け全指を軽く屈する。右手は肘を屈し掌を腹前に置き、全指を握って剣を執る。カツラ材を使用し、頭体幹部は宝冠、髻、両肩先、右手首先及び左肘先を含め一木造りで、横木一材からなる膝前を寄せる。本像の膝前材地付面には応永 24 年（1417 年）墨書銘があり、入仏の年月日などが記されている。</p> <p>本像は頭体幹部左手首先を除く両肩先ほぼ全てを一材とし、両腰背面付近の三角材を省略するなど構造の簡略化が見られるが、小像ながら規格材を使用していることなど、この時代の傾向に合致している。またその姿も、肩幅が広く、全体にずんぐりとした体型や顎を前方に突き出して猫背で前屈みに見える側面観、長大に引かれた眉と目など、その作風は極めて特徴的である。これらの特徴は、明德 3 年（1392 年）造立の正法寺の釈迦如来坐像（岩手県指定文化財、奥州市）や明德 4 年（1393 年）造立の宝城寺の釈迦如来坐像（岩手県指定文化財、奥州市）に代表される、岩手県域に伝わる禅宗彫刻の系譜に連なるものである。宮古市腹帯にある応永 3 年（1396 年）銘板碑（宮古市指定文化財）には、禅宗で最重要視される釈迦の言葉が線刻され、禅宗が現宮古市域周辺に伝播したことを示しており、本像が造立される頃には、禅宗彫刻が現宮古市域周辺で造立供養される環境が醸成されたとしても不自然ではないことを窺わせている。</p> <p>このことから、現岩手県域における禅宗彫刻の一例として、禅宗という新たな文化の受容、展開と定着のあり方を明快に示す点、さらには造立年を明らかにする基準作例として、室町時代前期における他作例の比較検討に不可欠である点など、現岩手県域の歴史文化を知る上で貴重な存在として評価できる。</p>

【岩手県文化財指定基準】

第1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。

【参考写真】



【全身正面】



【左側面】



【右側面】



【部分正面】



【像底】



【墨書銘（赤外線写真）】

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（考古資料）
名 称 ・ 員 数	<p>ながくらいちいせきしゅつどひん 長倉 I 遺跡出土品 1 括</p> <p>一、土器類 263点 一、土製品類 167点 一、石製品類 10点 計 440点</p>
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85 軽米町
文化財の所在場所	岩手県九戸郡軽米町大字軽米 9-53-1 軽米町歴史民俗資料館
指 定 理 由	<p>当該文化財は、平成 6～8 年（1994～1996）に広域農道整備事業に伴い発掘調査が行われた軽米町大字長倉字一本木に所在する長倉 I 遺跡の出土品である。これらは土器類・土製品類・石製品類に区分できる。</p> <p>土器類は、縄文時代後期後葉を主とし、深鉢・鉢・浅鉢・台付鉢・台付浅鉢・壺・注口土器・単孔土器・香炉形土器・ミニチュア土器など多様な器種から構成される。深鉢には精製と粗製がある。精製深鉢は、帯状文や入組文からなる文様が描かれ、くびれの有無や口縁の形状などにより細分できる。東北地方北部、特に本地域周辺では、東西南部に比べ、同一器種にあってもバラエティに富むのが特徴で、当該文化財はそれを顕著に示している。煮沸用の粗製深鉢も、やや肥厚する口縁部、僅かな上げ底などこの時期の特徴を良く表す。</p> <p>壺にも、大小各種の形態があり、後期中葉の球形胴部をとるものから、頸部と胴部の間にも膨らみを持つ 3 段の壺が出現する後葉まで、その変化が追える。注口土器は、後期中葉では広口の壺に注口部が付くが、後葉には壺に類似した器形となり、胴部から急角度で突出する長い注口部を付けた無文の例が増加する。また、微隆起線文を施す大形注口土器、環状胴部の注口土器は、北海道に類例があり奢侈品として広域に流通した可能性が考えられる。大形品を含む単孔土器は、壺形・甗状・筒状と基本形が揃い、1 遺跡の出土点数としては最も多い。さらに、香炉形土器にも優品がある。</p> <p>土製品の主体をなす土偶は 83 点からなる。これらは後期中葉から晩期前葉までの資料で、変遷だけでなく保有構造も良く示す。特に、頭頂部の左右が突出し、T 字状の眉と鼻、穿孔ある突出が付いた後頭部をもち、体部背面に縦位の入組文を施す例は後期後葉の独特の土偶型式としてまとまっている。また、晩期初頭から前葉の大型遮光器土偶成立期までの資料や、手足や体を折り曲げた屈折像土偶なども含まれている。その他の土製品や石製品は、祭祀・儀礼に関連する資料が主となっている。</p> <p>以上、当該文化財は東北地方北部の縄文時代後期後半にあつて、この地域が中核的な立場を担っていたことを示す資料といえる。とりわけ土器や土偶などは、他の遺跡に比べ数量的にも卓越し、美術工芸的にも高く評価できるなど、この時期に独特の文化を醸成していたことを彷彿とさせるだけでなく、続く晩期の亀ヶ岡文化の成立を考える上でも極めて貴重であり、学術的価値は高い。</p> <p>よつて「岩手県有形文化財指定基準」の「考古資料の部 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの」に該当し、岩手県文化財として指定し保護を図っていくことが適切である。</p>

【岩手県指定文化財指定基準】

第1 有形文化財の指定基準 考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。

【参考写真】



【単孔土器】



【注口土器（赤彩）】



【土偶】

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	やきまきかぐら 八木巻神楽
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	花巻市大迫町外川目 5-116 八木巻神楽保存会 代表 佐々木隆嗣
文化財の所在場所	花巻市大迫町外川目 5-116
指 定 理 由	<p>八木巻神楽は花巻市大迫町外川目に鎮座する八雲神社<small>やくもじんじや</small>の奉納神楽であり、八木巻集落の 10 軒の家の男性により担われてきた。</p> <p>来歴は永禄 7（1564）年に神社に奉納する神楽が始まったことが伝えられ、初代の神楽は早池峰岳神楽の教えを受けたとも云われる。</p> <p>その後、東北を襲った大飢饉により数度休止したが、由来書「八雲神社<small>やきまきかぐら</small>八木巻神楽」（銘なし。筆者から昭和 7 年頃の作成と推定）によれば、明和 8（1771）年、文政 2（1819）年、昭和 7（1932）年に神楽が復活したことが記録されている。その際、早池峰大償神楽<small>おおつくないかぐら</small>・旭<small>ひ</small>の又神楽<small>またかぐら</small>が関わった伝承もあるが、八木巻神楽は周辺の多くの神楽のように「岳流<small>たけりゅう</small>」「大償流<small>おおつくないりゅう</small>」を名乗ることなく、外川目地区の神楽として存続してきた。</p> <p>言い伝えられる永禄 7（1564）年や文政 2（1819）年の関係資料は残されていないが、安政 6（1859）年銘の獅子頭の幕<small>ししがしら</small>が存在することから、江戸時代後期には神楽の祈祷舞が行われていたことがわかる。また、明治 30（1897）年以降の「千早<small>ちはや</small>」「獅子頭の幕<small>のぼり</small>」「幟<small>かみまい</small>」などが残されていることから、当時は祈祷の「権現舞」以外に「神舞<small>まくかぐら</small>」などの幕神楽の演目が行われていたことが明確である。さらに、昭和 7（1932）年復興の翌年に、塩竈神社の神楽奉納に出向いた写真が残されており、この頃から集落外での上演活動が行われていたことがわかる。戦中も「権現舞」は継続し、以降現在に至るまで神楽は継続されている。</p> <p>平成 21（2009）年には、八木巻神楽後援会を発足。現在は近隣集落からの参加者も含めて、20 歳代から 50 歳代の 19 名の神楽衆で年間 25 回程の奉納や上演の活動をしている。また、子供たちへの神楽継承にも積極的に取り組んでおり、指導活動は 50 年以上継続している。この経験を通して、成長後に保存会会員となるケースも多く、将来的展望も明るい。毎年、地区行事で子供たちが披露することで、神楽のみならず地域文化の伝承にも結びついている。さらに、近隣集落で休止している神楽の代わりに神楽奉納の役割を担い、あるいは花巻市大迫の「神楽の日」の長年にわたる上演協力など、継続した地域貢献を行っておりその果たす役割は大きい。</p> <p>これらのことから、八木巻神楽はその活動に歴史的裏付けを持ち、これまでの継続性、地域に果たす役割、今後の将来性を検討した結果、岩手県指定無形民俗文化財として指定するのにふさわしいものと考えらる。</p>

【岩手県指定文化財指定基準】

第4 無形民俗文化財指定基準

2 民俗芸能

(2) 芸能の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

【参考：花巻市指定無形民俗文化財（指定年月日昭和51年3月26日）】

【参考写真】



【千早 1900（明治33）年】



【獅子頭の幕 1859（安政6）年】



【神楽の様子】



【神楽（シンガク）の様子】

